

第四十八回 参議院 商工委員会 會議 録 第六号

昭和四十年三月九日(火曜日)

午後一時二十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君

理事 上原 正吉君  
向井 長年君

植垣弥一郎君  
大谷藤之助君  
岸田 幸雄君  
前田 久吉君  
大矢 正君  
樺 繁夫君  
中田 吉雄君  
鈴木 一弘君

國務大臣 櫻内 義雄君

通商産業大臣 櫻内 義雄君

政府委員 通商産業政務次官 村上 春藏君

通商産業大臣官 熊谷 典文君

通商産業省官 房長 伊藤 三郎君

通商産業省官 局長 大慈弥嘉久君

通商産業省官 局長 特許庁長官 倉八 正君

通商産業省官 局長 特許庁長官 影山 衛司君

通商産業省官 局長 中小企業庁長官 小田橋貞壽君

通商産業省官 局長 常任委員会専門員

事務局員

小田橋貞壽君

本日の会議に付した案件

○航空機工業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。  
まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。  
本日は、航空機工業振興法の一部を改正する法律案外四案の提案理由の説明を聴取し、特許法等の一部を改正する法律案、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案の補足説明を聴取し、特許法等の改正案につきましては、質疑を行なうこととなりましたから御了承願います。  
○委員長(豊田雅孝君) 去る五日、衆議院から送付され、本委員会に付託されました航空機工業振興法の一部を改正する法律案、予備審査のため本委員会に付託されました中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案、以上五案を一括して議題といたします。政府から順次提案理由の説明を聴取いたします。櫻内通産大臣。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいま提出いたしました航空機工業振興法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。  
航空機工業振興法は、航空機工業の振興をはかる目的で、第一に航空機工業審議会の設置を規定し、第二に航空機の国産化を助成するための措置として、国有試験研究施設の使用料軽減措置及び設備資金の確保について規定するとともに、第三に輸送用航空機の国産化を促進するための措置として日本航空機製造株式会社を設立し、輸送用航空機の設計、試作、製造等を行なわせることを内容とするものであります。  
この法律に基づき、日本航空機製造株式会社が昭和三十四年六月に設立され、今日まで中型輸送機YS-11の設計、試作等の試作事業及び製造、販売等の量産事業を進めてまいりましたが、試作は、昭和三十九年八月に航空法に基づく型式証明を取得したことによっておおむね完了いたしました。また、量産事業は試作と並行して準備を進めてまいりましたが、試作完了に伴い、いよいよ本格化の段階を迎え、本年三月以降量産機の販売を開始する予定であります。  
したがって、今後における日本航空機製造株式会社等の量産事業を推進することであり、本会社は、量産事業を行なうにあたっては、従来から物的担保能力が乏しい等の事情のため、量産のために要する資金の大部分を政府保証の社債によって調達してきましたが、類似の外国機種との最近の販売条件との対抗上、YS-11の販売についても長期の延べ払いをしなければならぬ等のやむを得ない事情から、所要資金が著しく増加することとなり、本会社の現行社債発行限度では、すでに社債の発行余力が乏しく、昭和四十年年度以降における資金調達を困難にし、事業の遂行に支障を来すこととなります。このような事態にかんがみ、本会社の社債発行限度を引き上げよう措置する

する必要があると考えまして、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、本改正法案の内容につきまして、その概略を申し上げます。

第一は、工場または店舗集積化資金の貸し付け対象として中小企業者のほかに企業組合を加えることとしたこととあります。

第二は、中小企業高度化資金の償還期間を五年から七年に、中小企業高度化資金及び中小企業設備近代化資金のうち、汚水処理施設またはばい煙処理施設にかかる貸し付け金の償還期間を七年から九年に延長することとしたこととあります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

中小企業者に対する金融の円滑化をはかるため、政府といたしましては、政府関係金融機関等を通じて中小企業者向けの資金量の確保につとめる一方、中小企業信用保険公庫が行なう保険業務及び全国各地の信用保証協会が行なう保証業務を通じて中小企業者の信用補完を促進してきています。

しかしながら、中小企業者の中でもとりわけ小企業者につきましては、物的担保も乏しく、保証人を得ることも容易でないため、信用保証協会の保証を受けることが困難な状況にあることにかんがみまして、これらの小企業者について担保の提供及び保証人の保証を要しない保証を推進することによって、小企業者の信用補完に遺憾なきを期するため、中小企業信用保険制度に所要の改正を加える必要があるものと考えられるのであります。

このような趣旨に基づきまして、今回中小企業信用保険法の一部を改正しようとするものであります。その概要は次のとおりであります。

第一は、小企業者を対象とする特別小口保険制度を創設するとともに、従来の小口保険を第一種保険に統合することとあります。特別小口保険制

度は、信用保証協会が行なう小企業者であつて一定の要件を備えているものについての無担保、無保証人による保証についての保険であり、小企業者一人についての保険限度は三十万円、事故発生の場合のてん補率は百分の八十であります。

第二は、小企業者の定義を改正して小規模の企業組合を追加することとあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国の産業構造を高度化し、産業の国際競争力を強化して国民経済の均衡ある成長発展を達成する上において、中小企業の経営の安定と近代化をはかることがきわめて重要であることは申すまでもないところであります。このためには中小企業の自己資本を充実して適正な資本構成の維持につとめることが何よりも要請されることとあります。

しかし、現状では中小企業が自己資本の充実に必要な増資を行なうことはかなり困難な状況にあることにかんがみまして、政府といたしましては、昭和三十八年十一月、東京、名古屋、大阪に中小企業投資育成株式会社を設立して中小企業に対する投資等の事業を行なわせている次第であります。しかしながら、中小企業投資育成株式会社

の発足後一年余の活動状況を見ますに、本会設立の目的を十分達成するところまで至っていないと思われまふ。これにつきましては、最近の経済情勢が中小企業の増資を抑制する方向に働いた影響も大きかったと思われまふが、さらに本会社制度上の制約が原因しているものとみられます。で、これに所要の改善を加えてその機能を強化する必要があると考えられます。このような趣旨に基づきまして、今回中小企業投資育成株式会社法の一部を改正しようとするものであります。その概要は次のとおりであります。

第一は、中小企業投資育成株式会社の営む事業に、転換社債の引き受け及び保有を追加することとあります。本会社の投資実行の補助手段として転換社債を導入することによりまして、中小企業のうちその経営状態または将来性の判断から株式投資の対象となり得る一歩手前にあるもの、特に資本規模の比較的小さい企業に対する投資を活性化しようとするものであります。

第二は、投資先企業の自己資本の充実を促進するため特に必要がある場合には、必要限度におきまして、その企業の増資後の資本の額が一億円をこえるときも、本会社が増資新株の再引き受けができるようにすることとあります。これによりまして、投資先企業の株式の公開を円滑化し、その自己資本の充実を促進しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

最後に、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

従来、高圧ガスによる災害は加圧による高圧状態の発生、あるいは容器に対する充てん等の過程において多く、したがって、高圧ガス取締法による規制も、加圧、充てん等の製造行為に対して最もきびしかった半面、加圧よりもむしろ減圧を伴う消費に対しては、液化酸素を除いてきわめてゆるやかなものであります。しかるに、最近では、高圧ガス需要の増大とタンクローリー等の輸送手段の発達とにより高圧ガスを他から受け入れて消費する事業所が急増し、富山における塩素漏洩に見るような大規模な事故が発生するなど、特定の高圧ガスについては製造のみならず消費についても規制を強化する必要がある痛感されてまいりました。

このような状況に照らしますと、現行法の保安体制では高圧ガスによる災害の万全な防止をはかるためには不十分であることが認識されてまいりましたのであります。よって、政府といたしましては、その改正について鋭意検討を加えてまいりましたが、ここに成案を得て、本改正案を提出いたす次第であります。

この改正案の主要点を要約いたしますと次のとおりであります。第一は、高圧ガスを大量に消費する特定の事業所に対する規制の強化であります。すなわち、圧縮水素、圧縮天然ガス、液化アソモニア、液化石油ガス及び液化塩素を液化酸素に追加して、これらの高圧ガスを一定量以上貯蔵し、または導管により受け入れて消費している者に対して、消費の開始等について届け出させることと、消費の方法に加えて消費の施設についても技術上の基準を定めこれを順守せしめるとともに、必要がある場合には基準適合命令を出し得るものとする。消費事業所ごとに取り扱い主任者を選任せしめ、これを届出せしめることとあります。

第二は、第一と関連しまして、このような高圧ガスの消費者に対して、消費設備について定期自主検査を行なうことを義務づけ、自主保安によって取り締まりを補完せしめ、もって消費先における保安に万全を期せんとする点であります。

第三は、最近の大型容器の普及により現行法の容器に対する規制が不十分になってきた点を是正しようとするものであります。すなわち、従来容器本体については十分な規格が定められており保安の実をあげておりますが、その付属品については安全弁等のバルブに規格があるのみで、大型容器に必要な液面計、配管等に関しては規定が定められておりません。今回の改正は、このような付属品につきましても、容器の性質に応じて装着義務及び規格を定めてこれを順守せしめ、もって容器関係事故の絶滅をはかるうとするものであります。

以上が改正の主要な点であります。政府といたしましては、この改正によって、高圧ガス関係産業における保安体制を一そう充実させることにより公共の安全を維持するとともに、関係産業の健全な発展に寄与したいと念願している次第であります。

第一は、中小企業投資育成株式会社の営む事業に、転換社債の引き受け及び保有を追加することとあります。本会社の投資実行の補助手段として転換社債を導入することによりまして、中小企業のうちその経営状態または将来性の判断から株式投資の対象となり得る一歩手前にあるもの、特に資本規模の比較的小さい企業に対する投資を活性化しようとするものであります。

第二は、投資先企業の自己資本の充実を促進するため特に必要がある場合には、必要限度におきまして、その企業の増資後の資本の額が一億円をこえるときも、本会社が増資新株の再引き受けができるようにすることとあります。これによりまして、投資先企業の株式の公開を円滑化し、その自己資本の充実を促進しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

最後に、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

従来、高圧ガスによる災害は加圧による高圧状態の発生、あるいは容器に対する充てん等の過程において多く、したがって、高圧ガス取締法による規制も、加圧、充てん等の製造行為に対して最もきびしかった半面、加圧よりもむしろ減圧を伴う消費に対しては、液化酸素を除いてきわめてゆるやかなものであります。しかるに、最近では、高圧ガス需要の増大とタンクローリー等の輸送手段の発達とにより高圧ガスを他から受け入れて消費する事業所が急増し、富山における塩素漏洩に見るような大規模な事故が発生するなど、特定の高圧ガスについては製造のみならず消費についても規制を強化する必要がある痛感されてまいりました。

このような状況に照らしますと、現行法の保安体制では高圧ガスによる災害の万全な防止をはかるためには不十分であることが認識されてまいりましたのであります。よって、政府といたしましては、その改正について鋭意検討を加えてまいりましたが、ここに成案を得て、本改正案を提出いたす次第であります。

この改正案の主要点を要約いたしますと次のとおりであります。第一は、高圧ガスを大量に消費する特定の事業所に対する規制の強化であります。すなわち、圧縮水素、圧縮天然ガス、液化アソモニア、液化石油ガス及び液化塩素を液化酸素に追加して、これらの高圧ガスを一定量以上貯蔵し、または導管により受け入れて消費している者に対して、消費の開始等について届け出させることと、消費の方法に加えて消費の施設についても技術上の基準を定めこれを順守せしめるとともに、必要がある場合には基準適合命令を出し得るものとする。消費事業所ごとに取り扱い主任者を選任せしめ、これを届出せしめることとあります。

第二は、第一と関連しまして、このような高圧ガスの消費者に対して、消費設備について定期自主検査を行なうことを義務づけ、自主保安によって取り締まりを補完せしめ、もって消費先における保安に万全を期せんとする点であります。

第三は、最近の大型容器の普及により現行法の容器に対する規制が不十分になってきた点を是正しようとするものであります。すなわち、従来容器本体については十分な規格が定められており保安の実をあげておりますが、その付属品については安全弁等のバルブに規格があるのみで、大型容器に必要な液面計、配管等に関しては規定が定められておりません。今回の改正は、このような付属品につきましても、容器の性質に応じて装着義務及び規格を定めてこれを順守せしめ、もって容器関係事故の絶滅をはかるうとするものであります。

ます。なにとぞ慎重御審議の上御賛同くださいませようお願い申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

これらに対する自後の審査は後日に譲ることといたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、特許法等の一部を改正する法律案、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日は政府委員から順次補足説明を聴取いたします。特許庁長官。

○政府委員(倉八正君) 先般お配りしました特許法等の一部を改正する法律案の要綱につきまして、非常に技術的な問題が多々ございますから、これを簡単に御説明させていただきます。

今回の改正は、提案理由でも御説明いたしましたように、リスボン条約の改正がございまして、それに伴う加入のために特許法の一部を改正するというのがこの主要点であります。ここで加入のために改正を要することは、特許法以外あるいは実用新案法、あるいは商標法、あるいは不正競争防止法を含んで一連の関係法案であります。それで、この要綱に従いまして、簡単に説明させていただきます。

要綱の一は、優先権の主張に伴う手続についての改正でございます。優先権というのは、ある条約加盟国に最初工業所有権を出願した者が、さらに他の同盟加入国に対して、その同じ出願をする場合、その出願が一定期間にすぎると、最初の国に出願した日があとの国に出願した日とみなされるという規定がございまして、これはいわゆる時間のずれによる不利益を矯正するという制度で、国際的な制度でございますが、今度の改正は、この場合に、最初の国、たとえばアメリカからアメリカ人が、自分の国の特許庁に出願して、さらに日本にその出願を持ってきたという場合に

は、最初の国に出願した番号を日本の特許庁に知らせないというものが、この第一の趣旨でございます。これによって審査の便宜をわれわれは期待することができるといのが第一点でございます。

それから要綱の第二について申し上げますと、特許権の所有者が、その特許発明を継続して三年以上使用しない場合に、ほかの人がその特許発明の使用を希望いたしますときは、最終的には特許庁長官の裁定によりまして、その当該発明を使用する権利を強制的に希望者に与えることができる制度がこれまでであります。今度の改正では、この三年以上という要件のほかに、出願の日から四年経過していなければこの裁定を申請できないという改正を行なうものであります。この理由としまして、大体特許権の所有者がその特許発明を使用しない場合でも、あまり短時間の間にその使用権を他の者に強制的に与えますことは穏当でないという考え方に立脚しております。

要綱の二の後段でございますが、これはいま申し上げましたような手続を結末して、特許発明を使用している者が、その特許発明を使用する権利をさらに第三者に譲る場合の要件に関する規定でございます。

すなわち、本来この権利は、強制的な手続により与えられたものであることにかんがみまして、その権利は自由に他に移転し得るものであつてはならないという国際的な慣習がありますが、したがって、この移転し得る場合、相続その他一般承継のほかは、事業のうち、その権利の使用に關係した部分と一緒に譲りなさいという場合に限るといのがこの第二の趣旨でございます。

それから要綱第三の内容は、パリ条約に加入している国、たとえば英国においてある商標権を持つている者が、日本におきましてその代理人または代表者が、本来の商標権所有者の承諾を得なかつて、かつ自分の名前で日本の特許庁に対しましてその商標を出願したり、またはかつてに使用する場合、本来の権利者を保護するための措置を規定したものでございます。

要綱第四の内容は、最近国際機関が非常にふえてまいりまして、たとえばILOあり、あるいはユナイテッドネーション、あるいは欧州経済共同体—EECというのがありますが、こういう政府間の国際機関の記章につきましては、類似の使用を禁止するというのが第四であります。

それから第五は、これまでの法律におきましては、原産地についての虚偽表示及び原産地以外の地において産出された旨の誤認を生じさせるような表示の使用を禁止してまいりましたが、今度のマドリッド協定の改正に伴いまして、同一国内の別地において産出された旨の誤認を生じさせるというの表示につきましても、同様に規制したというのがこの内容でございます。

要綱の六は、従来商品の品質内容または数量につきまして、誤認を生じさせるような表示を禁止してまいりますが、今度の改正によりまして、商品の製造方法、用途につきましても同様に規制することにしたのがこの内容でございます。

最後に要綱の第七でございますが、これは非常にわかりにくい規定だと思つておりますが、大体特許出願をしまして、それに対して特許を与えるかどうかという一番大きい要件は新規性があるかどうかということでありまして、新規性というのは出願の前に、それと同じものが従来なかつたというのが要件でございます。それをわれわれは専門語で新規性と言つていられるわけですが、ただこの例外としまして、これまで政府または公共団体が開催する博覧会に出展したものにございまして、開催日から六カ月以内に出願すれば、新規性が失われなかつたというふうにして、発明を保護しておつたのでございますが、今度の改正では、最近盛んに展示会とあるいは展覧会というのがふえてまいりましたから、そういう場合には特許庁長官が指定すれば、そこに出品したもののについては、六カ月間は新規性を失わなかつたという規定をそこに入れるというのがこの法の内容でございます。

簡単でございますが以上でございます。

○政府委員(大慈弥嘉久君) 石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案につきまして補足説明をさせていただきます。

石油資源開発株式会社法は昭和三十年に制定されました。同年の末に石油資源の開発を急速かつ計画的に行なうことを目的として、石油資源開発株式会社が設立されたわけでありまして、その後、今日まで九年余りの日時がたつたわけでございますが、同社を中心として、石油資源の探鉱開発事業というのには順調な足取りを続けてまいつたわけでありまして、三十八年度におきましては、原油については約五十万キロリットル、それから天然ガスも年産約五億立方メートルというものが同社によって生産されております。ただし、最近では生産の伸びが相当鈍化をいたしましたような状況にございまして、石油鉱業合理化計画の線に沿つて、現在も鋭意努力を続けております。ところで、最近におきまして、海外原油の探鉱開発というのが非常に大きな意義を持つようになつてまいりました。御存じのとおり、石油の需要といふのは急速に増大を示しております。三十九年度におきましては約七千五百万キロリットルという状況でございますが、今後も逐年増加を続けて、四十二年度には一億キロリットルの大台を突破しそうな状況にございまして、ところが、原油は中近東に非常に片寄つておまして、現在のところ九割近く、八割以上も中近東に依存しているような状況でございます。また、これらの原油を供給しております会社も、国際的に大きな外需の増加に伴いまして、これに支払います外貨も当然のことでございますが、非常に大きな額になるおとしております。したがって、この際原油供給地の分散をはかりまして、あるいは外貨の節約をはかるということがたいへん大切なことでありまして、さらに低開採国との経済協力の意味におきまして、海外原油の探鉱開発というものは大切になっております。ところで、これらの海外原油の探鉱開発には技術的な裏づけが必要でござい

ますが、石油資源開発株式会社は、十分技術的にも探鉱開発に足り得られるだけの力を持つていてと考へられます。このようにして、海外における原油開発事業に同社が進出するというには大きな意義を感じるわけであり、四十年度におきましては、政府の出資金七億円を含めまして、十一億の規模でインドネシアで三カ所探鉱開発の事業を行なうということに計画をしております。このような状況にかんがみまして、今回の改正案を提出いたしました次第でございます。

改正案の第一点は、取締役の人数のワケを、現在七名でございますが、九名に二人ふやすこととでございます。二名増加をいたします取締役の分担でございますが、一名は先ほどから御説明いたしました海外事業の積極化に伴いまして、海外事業を分担するということにしております。それから一名は労務関係と調査とすることを分担をいたしたいと思っておりますが、この会社はスタートいたしました当時からずっと七名でございますが、当時は従業員も三百名足らずだったのでございまして、現在では千二百名をオーバーしてございまして、そういう意味から、国内的にも事務遂行の体制の拡充をはかり、経営陣の強化をはかりたいということで、労務、調査関係に一名をお願いしております。

それから第二の改正点でございますが、海外の地域において石油資源の開発に必要必要な事業を営むことを明らかにこの際規定をする、明定したいというふうな考へております。なお、同社が海外で事業を営む場合には通商産業大臣の認可を受けなければならないということにいたしました。これは、海外の原油の開発は非常に長期にわたるものでございまして、資金的にも非常に多額な金を要するものと考えられます。さらに、経済協力の観点から国と国の関係も出てくるわけでございまして、そういう点を考へたしまして、通産大臣の認可を受けなければならないということにいたしましたわけであり、それが鉱業権の譲り受けをい

たします場合は、現在すべて通商産業大臣の認可を必要としたしておりますが、鉱業権の譲り受けの問題も、帝国石油からの鉱業権の譲り受けという問題はすでに終わっております。最近の状況から考へまして、金額の少ない鉱業権については、通商産業大臣の認可を必要としないということにしまして、事業運営の合理化をはかりたいというふうに考へまして、若干の改正をいたした次第でございます。

以上が補足説明でございますが、よろしくお願ひいたします。

○大矢正君 たいだいまの石油資源開発株式会社法の一部改正の法律案について資料を二、三お願ひしておきたいと思ひます。

一つは、事業の今日までの経過、これからの計画、さらに最近の営業状況、また経理状況、そういうものをまとめてこの際出してもらいたい。それから役員の名、多少の経歴等を記入して、これも提示してもらいたい。

○中田吉雄君 私も資料を要求したい。スマトラの三カ所ですか、今度やられるというんですが、スマトラはなかなか国営とか、いろいろめんどろなようですが、各国の資本も入っているようですが、インドネシアの石油開発に対するインドネシア政府の政策ですね。その概要をひとつ知らしてもらいたい。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、これより特許法等の一部を改正する法律案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○上原正吉君 長官にちょっとお尋ねしますが、御承知のように、特許とか、実用新案とか、あるいは商標の登録とか、これは業者の営業権を直接保護する大事な法律である。したがって、特許庁の仕事はまことに直接国民の利害に与する大事な仕事だと思ふんです。ところが、これがさっぱり進捗しないんです。仕事は登録を申請している人も、登録になるんだか何だかわからない。特許の出願をしても、いつまで待っても、特許されるんだか何だか一向見当がつかないというよう

なことでは、立法の精神がたいへんそなわがれると思ふんです。多分これは仕事がよけいあって、人手が足りない、あるいは予算が少ないというようにことだとは思ふんですけれども、少ないからといってそれで済むことではないですね。仕事を進捗させるということが直接関係しているわけなんです。もう少し熱心に努力してほしいと思ふわけなんです。その点について、ほかの役所なんかから比べると予算獲得なんかについてもあまり熱心さが十分でないような気がしますから、そんな点についてのお考えや実績やらをひとつ御披露していただきたいと思ひます。

○政府委員(倉八正君) いま先生から御指摘がありましたように、まことに結果的に見ますと申しわけないこととございまして、こういう世の中の流れが早いときに三年半もたつ、出願されてから大特許、実用新案は三年半もたつということには、まことに御指摘のとおり申しわけないと思ひ考へております。それで非常に言いわけがましいことになりまして、最近の事情をちょっとお話し申し上げたほうが話の筋としてよかろうと思ひますが、これは大体三十万件近く特許のいわゆる工業所有権の申請がありまして、昨年が大体二十四万件くらいということで、非常にふえてまいりましたのと、外国出願が多い、あるいは内容が複雑になりまして、たとえば一例を申し上げますと、千五百ページにわたる申請書が出ております。これは見るだけで一年かかるのでございまして、一件がそういうのが出てまいりまして、ますます滞滞しております。昨年前長官がこの席で御説明しましたときは、確かに四十六万件の滞貨だと思ひますが、これは五十八万件になつてしまひまして、結果的には一つも進捗してない。それに対して、しからばどういふふうに考へておるかという先生の御指摘だろと思ひますが、まず、そのためには何といひしても能率をあげることが一番である。能率を上げる一つの大きなフアクターとしましては、何といひましても人を増やすということで、昨年といひます

か、今年度に大体百十名、それから来年度の予算で百十九名の人間を増してございまして、国民の要求に対して、ひとつ報いたいというのが第一の柱でございます。それから第二の柱としまして、もう少し審査能率をあげる方法はないかということ。これは技術的な問題ですが、そのためには資料の整備もしくはいかぬ、あるいは分類ももっとはっきりしなくてはならないということを取り上げてございまして、これも相当進捗しております。これは考へております。それから次に、機械化をできるだけかかるといふことで、これはまたそのうちにいろいろ詳しく御説明申し上げたいと思ひますが、簡単に申し上げますと、出願関係は十一月一日から登録の一部も三月からそれにいきたいというところで、御要望に沿いたいということで努力しておるつもりでございます。

それから予算が少ないとおっしゃいましたが、結果的には確かにそうだと思います。今年に比べますと、来年の予算も三億二千万円くらい増加いたしまして、こういうことも一つの柱としまして、さらに推進していきたいというのが現状でございます。

○上原正吉君 よく御苦心の点はわかるのですけれども、これは大体無料でやっておるわけじゃないので、業者からそれぞれ料金を取るわけなんです。ですから、特許庁は特許庁としての収入があるわけなんです。この収入とそれから大蔵省から分けてもらう予算との関係とどうか、比率とどうか、これは全体どんなことになつておるのですか。

○政府委員(倉八正君) ことしの予算が約十七億二千万円でございます。それからいよいよ特許関係の収入といたしまして、九十九億ちよつとでございます。その差が二億四千万くらいありまして、いわゆる独立会計でいくとすれば、さらに二億四千万くらい使つていいという結論に、そういう考え方にならうかと思ひますが、十七億くらいの予算をさらに機械化なりあるいは審査、審判官の増大をはかり

まして、できるだけ予算のギャップを私たちは少なくしよう、こういう努力をしたいと考えております。

**○上原正吉君** どうもいつもそういう遺憾な傾きがあった、それを繰り返してきたわけなんです。特許庁の収入と特許庁の費用とを比べてみて、収入のほうが多いなどというのはまことにどうも不都合な組み合わせの予算の使い方だと思っております。そこで、先ほども特許庁は予算獲得の努力が足りないんじゃないかということも率直に申し上げたわけなんです。これはわれわれにも罪があると思っております。もう少しわれわれも特許庁も馬力をかけて予算獲得に努力しなければならぬと思っております。というのは、さっきも申し上げたように、特許庁の仕事というのは直接国の収入に、事業、産業の振興に関係のあることでして、これがどんどん進捗すれば、それだけ税金として国の収入が上がってくるわけなんです。いわんや特許のための手数料で特許庁をまかなって余りがあるなどというごときは、とうていかんべんのできない予算の使い方だと思っております。これはひとつますます御努力をいただくと同時に、われわれも激励をして使ってもらいたいと思っております。ごらんのようにこの委員会には一騎当千の方々がそろっておりますから、ぜひひとつお願いしたいと思っております。

そこで、欠員などというのは、いまだのくらいあるわけなんですか。

**○政府委員(倉八正君)** これは例の行政管理庁が九月四日に各省庁に対して欠員不補充という策を打ち出したときに、特許庁は千三百十五名のうち欠員が十九名ございました。現在はそれが大体二十二、三名にふえております。これは主としてやめていく人でございまして、二十二、三名になっております。

**○上原正吉君** 欠員不補充などというのも全く機械的な、理由を問わない拙劣きわまる人員減少の方法だと思っておりますけれども、これは特許庁の責任じゃないからお尋ねしても始まりませんが、

この欠員不補充方針だけでは、欠員を生じた理由は。

**○政府委員(倉八正君)** いま上原先生御指摘の最初の問題ですが、不補充というのが原則でございますが、特許庁につきましても、滞り山積して事務が滞滞しておるんじゃないかということで、特許庁に限りましては、特に行管あるいは人事院と話しまして、解除をしてもらいまして、事務職員を埋めたわけでございます。それでそのうちの八名というのはこれで埋まったわけでございます。

それから欠員というものが出てくる原因というのが、非常に先生御指摘のように、いまの特許思想というのが企業の間に普及しまして、しかし、民間ではそういう特許の専門家を養成しにくいということ、われわれのほうに非常な目をつけられまして、いろいろ抜いていかれる者が多いのでございまして、相当それを引きとめることにやっきとなっておりまして、抜かれまして減っていくというのが現状でございます。しかし、これをほうっておいてはゆゆしいことになるということで、たとえば俸給の増額、いわゆる調整額、あるいは等級の進級というふうなことでできるだけ優秀な審査官、審判官をつないでおくというのが現状ではなからうかと思っております。

**○上原正吉君** 私もそれを心配しておるわけなんです。特許というものは本来非常に高度な技術的なものなんです。特許の職員というものは非常に高度な学問、技術を持ったものでなければ、特許すべきかすべからざるかなどという判断がつくわけがないのでございまして、よほどの人材を集めなければ、産業の發達に貢献するような特許行政は行なえない。これは議論の余地がないと思っております。だから特許に欠員があるなどということは、たぶん給与に不足があるのだらうと思っております。実際私に想像のとおりだと思っております。これはひとつ特許もわれわれも努力を傾けなければならぬことだと思っております。

大蔵省の予算査定におきましても、特許庁の仕事

などには十分な費用を与うべきで、これはたとえば鶏にえさをやるようなもので、りっぱな栄養豊かなえさをくれなければ卵は生みませんから、そのりっぱな栄養豊かなえさを与えるという意味でも、特許庁の陣容は特別に強固にすべきであり、また豊富な予算をも獲得すべく、また与えなければならぬものだと思っております。この点もぜひひとつ機会あるごとに、熱心に努力はしていらっしゃるのしょうけれども、いままでさっぱり実効があらぬというのが実情でございます。従来長官にいやまさる努力をぜひ傾けてほしいと思っております。これは単に特許庁の仕事というだけでなく、日本の産業興隆に直接影響のある仕事なんです。それをひとつ何と申しませうか、榮譽と心得てやってくださるようお願いしてやまぬ次第でございます。

九十九名の定員を増加するという予算予定のようでございます。これはたいへん少ないと思っております。そういう意味で、これは大蔵省と折衝の結果こうなったのだらうと思っております。けれども、これをどのように配置してどういう仕事をまず先に進捗させるお気持ち、おつもりであるか、これについて何一つおきたいと思っております。

**○政府委員(倉八正君)** 最初に、九十九名が少ないと、確かにそういう感じがしないわけではございません。ところが、以下説明申し上げますように、技術者というのが非常に採るのに困窮いたしております。人事院あるいは行管と話をしまして、相当前から人材を集めるように新規卒業者を求めておりますが、大体特許庁に採用を内定しておりまして、六十三名でございます。もうそれだけ採るといふのが精一ぱいでございます。それをまたよけいに採るとすると、たまたま先生御指摘のように、高度の知識を要する人のグレイドが非常に下がるものですから、ジレンマに陥っているというのが現状ではなからうかと思っております。

後段のお答えのどういう配置をするかという

ことでございますが、何といいたすか、審査官を増員するというのが一番の大きい問題です。したがって審査官に六十七名を充てる。それからまた審判も相当滞滞しておりますから審判に六名を充てる。それから残りの者は資料整備をやっております。あるいは出願がこれがまた滞滞いたしております。先生も御存じでいらっしゃると思っておりますけれども、出願してから番号が通知がいくのに三十五日もかかるというのではどうも申しわけないということで、その事務職員をたとえ出願に充てたり、あるいは分類に充てたり、こういうふうなことをしております。これが予算上の定員でございますが、そのほかに資料分類官あるいは調査官としまして、各会社をおよめになりまして高度の技術を持った方を百十名採用することにして、審査の一助にしたいということでございます。したがって、正規な定員が九十九名増す。それからいゆる老齢者の専門家の調査官ないし分類官を百十名増すというのが今度の人員補充の大綱であります。

**○上原正吉君** どうもたいへんお骨の折れる仕事で、伺っておりますもお気の毒だと思っております。伺っておりますけれども、現在予定のとおり九十九人です。これだけ増員されて、いままでもかなりの件数が年々出願されるということに仮定をいたしましたら、いつごろ追いつける計算になるわけなんです。

**○政府委員(倉八正君)** 現在、大体特許、実用新案が出願されてから三年六カ月もかかっておりまして、意匠、商標が二年三月、平均すると三年かかっております。これを計画を五カ年計画といたしまして、四十四年からは、この所要期間を特許、実用新案につきましては二年、それから意匠につきましては半年、商標につきましては一年、こういうことをわれわれは予定しております。ただし、いま先生も御指摘になりました出願の問題でございますが、その場合の出願は、特許、実用新案につきましては、年々七%増加していき、意匠、商標につきましては毎年五%ずつ増加してい

くということ、しかも毎年百名程度の定員増加  
ということを加味しまして、いま申し上げました  
ように、特許、実用が二年、意匠が半年、商標が  
一年にしたい、こういうふうな考えております。

○上原正吉君 計画はわかりましたが、先ほど長  
官がおっしゃった中にもありました出願の紙です  
ね、書類が何千ページに及ぶというふうな、これ  
は今後ますますそうなっていくだろうと思うので  
す。というのは、学問、技術が進歩するに従って  
特許出願の内容が非常に高度化していく、むずか  
しくなっていく、だからそういう困難な出願が多  
多ますますふえていくと思うわけでありまして、  
長官のお見込みどおり進捗するということは容易  
でなかるうと思うわけなんです。そこでひとつ  
伺いたいのは、大蔵省が特許庁の収入から頭をは  
ねて一般財源に回すというふうなことはもつての  
ほかで、まずこれを是正させなければならぬと思  
うわけですけれども、その上にもう少し料金でも引  
き上げて、スピーディーに案件を片づけていく、  
こういう考えはありませんか。これは先ほども申し  
上げたように、みな営利につながるものなんで  
す、特許出願というのは、特許にしましては、商  
標にしましては、実用新案にしましては、全部営  
利につながる、職業につながるもので、別にこれ  
が安くなければ国民の福祉が著しく害されるとい  
うふうなものでもないのですから、大蔵省が頭を  
はねるといふようなことを嚴重に禁止すると同  
時に、もう少し料金というものを引き上げて、もっ  
とスピーディーに片づける、そのほうが一般の業  
者は非常にありがたいと思ふだらうと思うので  
すが、この点についてのお考えはどうですか。

○政府委員(倉八正君) 出願が非常に多くて、そ  
の出願の中では、私のようなしるうとが見まし  
ても、大したものじゃないと思えるのが多い。それ  
でひとつ出願をレギュラーにするために料金の引  
き上げを考えてはどうかという先生のおことばだ  
らうと思ひます。確かにそれはひとつの解決策と  
して私は力があると思ひます。それでこの料金の  
引き上げにつきましては、また反対論もございま

して、たとえば町の発明者とか、あるいは中小企  
業の中には、やれ実用新案、やれ商標とか出され  
る方には、それはまあ反対もあるうかと思ひます  
が、この料金の引き上げにつきましても、確かに  
日本の料金というのは、さほど外国に比べて高く  
ないのでございませうから、それも一つの考えだろ  
うと思ひます。この問題につきましても、いま工  
業所有権制度改正審議会におきましても、この料  
金の引き上げの可否ということについて論じてお  
りまして、またそのほうの結果も待ちまして、わ  
れわれとしましては、態度を早くきめなくてはいけ  
ない、こう考えております。

○上原正吉君 きょうは準備もありませんから、  
このくらいにしておきます。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御発言もなければ、  
本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめま  
す。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時二十一分散会

三月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を  
付託された。

一、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)  
の一部を次のように改正する。

第二十四条の二を次のように改める。

第二十四条の二 次の表の上欄に掲げる種類の高  
圧ガス(以下「特定高圧ガス」といふ)を消費す  
る者であつて、その消費する特定高圧ガスの貯  
蔵設備の貯蔵能力が同表の下欄に掲げる数量以  
上であるもの又はその消費に係る事業所以外の  
事業所から導管によりその消費する特定高圧ガ  
スの供給を受けるもの(以下「特定高圧ガス消  
費者」と総称する)は、事業所及び消費する特定  
高圧ガスの種類ごとに、消費開始の日の二十日

前までに、消費(消費に係る貯蔵及び導管によ  
る輸送を含む。以下同じ)のための施設の位  
置、構造及び設備並びに消費の方法を記載した  
書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出  
なければならぬ。

種 類	数 量
圧縮水素	容積 三百立方メートル
圧縮天然ガス	容積 三百立方メートル
液化酸素	質量 三千キログラム
液化アンモニア	質量 三千キログラム
液化石油ガス	質量 三千キログラム
液化塩素	質量 千キログラム

2 前項の貯蔵能力は、通商産業省令で定める基  
準に従つて算定するものとする。

第二十四条の三 第一項中「液化酸素消費者」を  
「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項及び第  
三項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」  
に、「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第二十四条の四 第一項中「液化酸素消費者」を  
「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項中「液  
化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に、「液  
化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第二十七条第三項中「液化酸素消費者」を「特  
定高圧ガス消費者」に改める。

第二十八条第三項中「液化酸素消費者」を「特  
定高圧ガス消費者」に、「液化酸素取扱主任者」を  
「特定高圧ガス取扱主任者」に、「液化酸素」を「特  
定高圧ガス」に改め、同条第四項中「液化酸素消費  
者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第三十二条第二項中「液化酸素」を「特定高圧ガ  
ス」に改める。

第三十四条中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガ  
ス消費者」に改める。

第三十五条の二中「第一種製造者」の下に「又は  
特定高圧ガス消費者」を、「製造」の下に「又は消  
費」を加える。

第三十六条第一項中「液化酸素」を「特定高圧ガ  
ス」に改める。

第三十七条第一項中「第二十四条の二」の下に  
「第一項」を加え、「液化酸素消費者」を「特定高圧  
ガス消費者」に改め、同条第二項中「液化酸素消  
費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第三十八条第二項中「液化酸素消費者」を「特定  
高圧ガス消費者」に改め、「第二十四条の三 第三  
項」の下に、「第三十四条」を加える。

第三十九条第二号中「液化酸素消費者」を「特定  
高圧ガス消費者」に、「液化酸素」を「特定高圧ガ  
ス」に改め、同条第二号中「液化酸素消費者」を  
「特定高圧ガス消費者」に改める。

第四十八条第一項第三号中「通商産業省令で定  
める規格に適合するバルブ」を「バルブ(通商産  
業省令で定める容器にあつては、バルブ及び通商  
産業省令で定める附属品)であつて、通商産業省  
令で定める規格に適合するもの」に改める。

第五十九条の九 第三号を次のように改める。

三 特定高圧ガス消費者

第六十一条中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガ  
ス消費者」に改める。

第七十四条第二項中「第二十四条の二」の下に  
「第一項」を加える。

第八十一条第七号中「液化酸素」を「特定高圧ガ  
ス」に改める。

第八十三条第一号中「第二十四条の二」の下に  
「第一項」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこ  
えない範囲内において政令で定める日から施行  
する。

2 この法律の施行の際現に特定高圧ガス消費者  
である者(次項に規定する者を除く)に關す  
る改正後の第二十四条の二 第一項の規定の適用  
については、同項中「消費開始の日」の二十日前ま  
でに」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を  
改正する法律(昭和四十年法律第 号)  
の施行の日から一月以内」とする。

3 この法律の施行の際現に、改正前の第二十四

条の二の規定による届出をして、三千キログラム以上の液化酸素を貯蔵することができる設備に貯蔵して液化酸素を消費している者は、液化酸素について改正後の同条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に改正前の第二十八条第三項の規定により前項に規定する者が都道府県知事に届け出ている液化酸素取扱主任者は、液化酸素について改正後の第二十八条第三項の規定による特定高圧ガス取扱主任者として選任されたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、総合エネルギー調査会設置法案

総合エネルギー調査会設置法案

（設置）

第一条 通商産業省に、附属機関として、総合エネルギー調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 調査会は、通商産業大臣の諮問に応じ、エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に関する重要事項を調査審議する。

2 調査会は、前項に規定する重要事項に関し、必要があると認めるときは、通商産業大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第三条 調査会は、委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（会長）  
第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）  
第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（部会）  
第六条 調査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 第四条第三項の規定は、部会長に準用する。

（庶務）  
第七条 調査会の庶務は、通商産業大臣官房において処理する。

第八条 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中通商審議会の項を削り、産業構造審議会の項の次に次のように加える。

総合エネルギー調査会  
エネルギーの安定的かつ長期的な施策

理由  
エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省の附属機関として総合エネルギー調査会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三月五日本委員会に左の案件を付託された。  
（予備審査のため付託は一月二十七日）  
一、航空機工業振興法の一部を改正する法律案

三月五日本委員会に左の案件を付託された。  
一、中小企業建設業に対する建設機械貸与に関する請願（第八九四号）

第八九四号 昭和四十年二月十九日受理  
中小企業建設業に対する建設機械貸与に関する請願

請願者 東京都港区赤坂町七ノ三全開重  
機施設協同組合理事長 杉本行雄  
紹介議員 江藤 智君  
中小企業建設業者に建設機械を貸与することを業とする中小企業共同組合助成のため、左記事項の実施を希望するとの請願。

一、建設機械貸与を業とする中小企業協同組合を特別法人とし、全面的な助成、補助制度を確立して建設重機貸与の問題を解決し、建設業の安定と国土開発の國策を推進すること。  
二、政府が貸与会社もしくは事業団を樹立する場

合は、これに要する費用を、協同組合へ還元したときどんな結果を生むかを十分研究し、その全体的効果と国民企業の育成に立脚して、民間企業を圧迫しないこと。  
三、既設民間機械貸与企業約四百社に対して政府はどんな処置を講ずるかを鮮明にし、この問題であと味の悪い結果を招かないようにすること。

理由  
政府の企図する機械貸与機構を実現する場合には、中小企業建設機械サービスマスターの死活問題となる。又、建設省及び通商省がすでに認可した中小企業等協同組合法による建設機械貸与を業とする協同組合（全国約十箇地方に存立）の取扱について十分の配慮が必要であるから、本問題処理するために公聴会を開催し、既設貸与業者の声を聞くべきである。

昭和四十年三月十三日印刷

昭和四十年三月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局